

## 芝浦技術士会役員候補者推薦委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、芝浦技術士会会則役員条項に規定する役員の選任に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会は、本会の理事及び監事（以下「役員等」という。）の選任候補者を選出し、次期会長に提出することを任務とする。推薦委員会委員長は、次期会長又は会長に対し候補者名簿の提出を依頼する。

### (構成)

第3条 推薦委員会は、適宜適正な人員構成とし、4名以上とする。

2 推薦委員会の委員長は、互選によって選出する。

3 前項の委員長は委員会を代表し、委員会の議長を担当する。

4 委員の任期は3年とし、監事の推薦、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

### (招集及び開催)

第4条 推薦委員会は、推薦委員会委員長が、役員等の選任を行う役員会の開催に先立ち招集し、開催する。

### (役員の欠員補充)

第5条 役員等の欠員補充については、推薦委員会の推薦にもとづき会長に提出し、選任は会長に委ね、会長は次期総会で報告しなければならない。

### (審議及び決議)

第6条 推薦委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 推薦委員会は、役員等の選任候補者を審議し、多数決により、役員等の候補者を選定・決議する。

4 推薦委員会は、規則の改定及び廃止、関連する事項を審議・決議する。

### (情報提供)

第7条 次期会長又は会長から推薦委員会に依頼があれば、推薦委員会は役員等選任候補

者の経歴、選任理由等に関する情報を提供する。

(候補者名簿及び議事録)

第8条 推薦委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、その候補者名簿と議事録を次期会長に提出しなければならない。次期会長が、候補者より役職も含め決定する。

2 推薦委員会は候補者名簿についてホームページ等で公開し、会員からの意見収集を行う。意見内容により、推薦委員会にて審議し、候補者名簿の見直し等必要な議論を行い、結果を次期会長又は会長へ報告する。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、推薦委員会の議を得て、役員会が行う。

附 則

1. この規則は、令和4年3月22日から施行する。

2. 次期会長と会長は下記時点で決定される。但し、記載の時期は参考であり、本規則で決定されるものではない。次期会長とは会長選出時(満了前の3月時)から現会長任期満了(年度開始の芝浦技術士会総会時)までの間の次年度以降の会長をいう。会長は任期満了までの期間での会長職を担う者をいう。

3. この規則(改定)は、令和4年5月17日より施行する。